

一般会計予算決算常任委員会
新型コロナウイルス感染症対策分科会 審査日程

日 時 令和2年4月28日（火）

全員協議会終了後

場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 議案第53号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)について

子育て世帯臨時特別給付金の支給について

子育て支援課

【支給要件等】

- ・対象者：児童手当（本則給付）のR2、4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）
- ・対象見込み児童数：7,720人（受給者数4,620人）※公務員分含む
特例給付の受給者は対象外
- ・支給見込み額：77,200千円

【予算措置】

- ・補正額：職員手当等 260千円（時間外勤務手当）
 需用費 192千円（消耗品費）
 役務費 1,250千円（通信運搬費741千円、手数料509千円）
 委託料 1,485千円（システム改修委託料）
 負担金、補助及び交付金
 77,200千円（子育て世帯臨時特別給付金）
 総額 80,387千円 国庫補助割合 10/10

【支給時期】

日 程	内 容
① 5月上旬	対象者の抽出～個別通知・案内発送準備 既存システムから対象者を抽出し、個別通知・案内の発送準備を行う。
② 5月中旬～下旬 システム一次リリース予定 （給付対象候補者決定機能設定）	対象者の確認～案内文発送 既存システムから抽出した対象者に誤りがないか確認し、対象者に個別通知・案内を発送する。
案内文発送から一定期間	受給拒否のための届出書の提出期間として、10日から2週間の期間を設定
③ 5月下旬～6月上旬 システム二次リリース予定 （給付対象者管理・決定機能、口座振込データ作成機能、決定通知書作成機能設定）	支給の決定～給付金振込みの準備 受給拒否の届出書を提出した者を除き、支給を決定した後、支給決定通知書の発送準備を行う。 口座振込データを作成し金融機関へ振込みを依頼する。
④ ③から5日後	臨時特別給付金の支給決定通知書の発送
⑤ ③から10日後	臨時特別給付金を口座振込

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

給付額

対象児童一人につき1万円

実施主体

令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区を含む）

補正予算（案）額

1654億円（全額国庫負担（実施にかかる事務費を含む））

支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

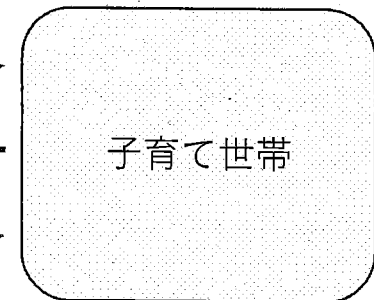
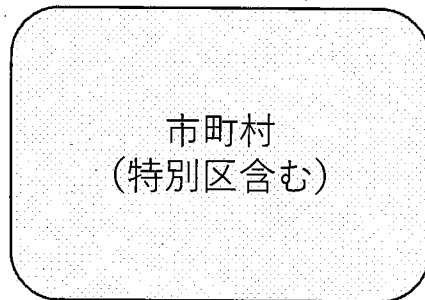
対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）
※3月31日までに生まれた児童が対象

支給時期

準備が整った市町村から、できるだけ速やかに開始

事業スキーム：改めての申請を要しない



①給付金の案内チラシ・希望しない場合等の申出書の送付

②（必要であれば）申出書の返送

③児童手当登録銀行口座等への振込（振り込んだ旨の通知）

※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。